

討 論

次の議案について、本会議で討論が行われ、表決の結果、賛成多数で可決しました。

◎第14号議案・白石市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

〔反対〕本案は、国も自治体も財政事情が大変厳しい、よって職員を削減する、賃金を引き下げるといふ考え方である。

これは、市町村合併、地方交付税の減額と同じく、大都市の経済財政の上昇を加速させ、地方の衰微、地方の切り捨て政策をさらに推し進めると言わざるを得ない。

地方の地場賃金と公務員賃金の格差にのみ注目して公務員の賃金引き下げを行うなら地場産業の賃金にはね返り、賃金引き下げの悪循環が発生して地域の労働条件はますます悪化し、まちの衰微・少子化が進むと思われる。よって本案に反対である。

〔賛成〕本案は国家公務員の給与構造改革の勧告に準じ、条例の一部を改正するものであり、本市においてはこれまで人事院勧告に沿って推移した経過から、今回も国に準じて改正することは当然と考える。

よって、本案に賛成である。

〔反対〕今回導入される地域手当については当市には該当しない。中央では高く、地方では低いという公務労働に対して地域で差を付けることになれば、地域手当の付くところを職を求めると、人口流出や地方経済の疲弊を招くことにつながる。

よって、本案に反対である。

◎第19号議案・白石市国民保護協議会条例

◎第20号議案・白石市国民保護対策本部及び白石市緊急対処事態対策本部条例

〔反対〕本案の遂行にあたっては我が国の憲法が保障する基本的な人権・財産権・営業権・報道の自由を著しく抵触する内容であり、地方自治体

にその役割を強制させるものであるから、市が国民の権利を制限する収用・徴用の行使を行う側に付くべきではないと考える。

また、市は、地方自治の理念に立って市民の生命・財産を守る防災対策にこそ貴重な財政を投入し全力を挙げることが求められるのであるから国の政策への無批判的な追従は止めるべきだと考える。

よって、本案に反対である。

〔賛成〕本案は武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全保障に関する法律の施行に伴い条例を制定するものである。国防に関することは国の専権事項であり、法治国家における法施行に伴う条例制定は自治体として当然の責務であり、議論の余地はないと思われる。

よって、本案に賛成する。

◎第24号議案・平成17年度白石市一般会計補正予算(第6号)

〔反対〕債務負担行為補正が示され、提案理由の説明では

「取扱い等に見解の分かれる意見もあることから今後の取扱いについては、年度開始時点から発生する契約行為については、債務負担行為による手続を行うよう整備することあるが、確かに債務負担行為による契約が必要なことがあると思われる。しかし、今後、市税も交付税も減少が予想され行政改革に取り組んでいる現時点では全体的な業務の実情を精査できるような体制を作り、歳出削減に努めることが急務である」と考える。

よって、本案に反対する。

〔賛成〕債務負担行為は地方自治法第214条において、地方公共団体が将来の支出についても負担しようとする場合予算上定めておかなければならないと規定されており、4月1日からよどみなく遂行しなければならぬ業務を債務負担行為に追加し、さらに指定管理者の委託料については一体性のある業務を加え限度額を変更しているものである。よって、本案に賛成する。

◎第32号議案・平成18年度白石市一般会計

〔反対〕所得ゼロの介護被保険者6千余の市民にとって、国の税制改革によって一層苦しい生活が強いられ、市として福祉の手を差し伸べなければならぬ状況がさらに拡大することは十分に予想される。

また、本予算の特徴は地方交付税が減額される中で、前市長が始めた事業を継続し、その財源を基金からの繰り入れで賄おうとするものであり、こうした財政運営が3、4年も続けば財政状況が崖っぷちに立たされることは誰の目にも見えてくる。

市は本腰を入れて行政改革に取り組まなければならないことは明白であり、果たして改革が予算にあらわれているか否か検討してみると、キューブ・スパッシュランド・アテナ、刈田病院などへの負担増について事業の見直しが十分であるとは言えない。

また、国民保護協議会委員